



埼玉県報

第 2778 号
平成 28 年(2016 年)
3 月 4 日
金曜日

目次

告示

- 予算の公表（財政課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（秩父地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の中止（環境政策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 平成 28 年度前期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 平成 28 年度随時実施技能検定の実施（産業人材育成課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

正誤

- 埼玉県北本県土整備事務所長告示第 1 号中訂正（北本県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第二百七十号

埼玉県議会平成二十八年二月定例会において議決された平成二十七年年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成27年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

平成27年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,909,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,832,617,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,009,361	1,500	3,010,861
	2 負担金	2,892,741	1,500	2,894,241
9 国庫支出金		164,667,577	1,046,708	165,714,285
	2 国庫補助金	38,405,933	1,046,708	39,452,641
13 繰越金		555,276	1,868	557,144
	1 繰越金	555,276	1,868	557,144
15 県債		275,390,000	1,859,000	277,249,000
	1 県債	275,390,000	1,859,000	277,249,000
歳入合計		1,829,708,873	2,909,076	1,832,617,949

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		108,960,930	2,909,076	111,870,006
	2 道路橋りょう費	48,622,826	1,155,076	49,777,902
	3 河 川 費	26,937,313	1,754,000	28,691,313
歳 出 合 計		1,829,708,873	2,909,076	1,832,617,949

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	社会資本整備総合交付金（維持）事業費	120,000
		道路改築事業費	400,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	501,742
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金（河川）事業費	922,000
		社会資本整備総合交付金（砂防）事業費	20,000
		社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費	30,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
かんがい排水事業	平成28年度	69,400

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農地防災事業	平成28年度	37,200	平成28年度	44,520

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	5,444,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	5,903,000			(補正前に同じ。)
河川事業	3,648,000	同上	同上	同上	4,109,000			(同上)
砂防事業	556,000	同上	同上	同上	580,000			(同上)

直轄事業負担金	18,832,000	同	上	同	上	同	上	19,747,000	(同	上)
---------	------------	---	---	---	---	---	---	------------	---	---	---	---

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人R J対話の会
- 三 代表者の氏名
梅崎 薫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市平方千八百九十二番地三十六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、修復的正義 (Restorative Justice 以下、RJと略す) の理念「地域から誰も排除しない」に基づき、子どもから大人まで、広く一般市民を対象に、家族や親しい周囲の人々との間で損なわれた関係を正し築き直し、お互いを尊重して話し合う「R J対話の会」を通して、その関係の回復を支援する。修復的正義の理念を普及啓発し、誰もが地域で安心して暮らし続けるために必要な成年後見事業を実施して、特に、弱い立場におかれやすい障がいや病気をもつ人、子ども、女性、高齢者などの権利擁護を推進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 さいたま県防災教育振興協会
- 三 代表者の氏名
布施 政夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市岸町一丁目四十四番地八十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民の方々に対して、地方行政と協働し、防災教育の普及活動や防災関連事業を行うことで地域の力を高め、災害に強い地域社会の確立に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人星の子
- 三 代表者の氏名
倉田 節子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県大里郡寄居町赤浜千九百十八番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合い、子どもの健全な育成、高齢者・障害者・社会的弱者の福祉等に関する事業を行うことにより、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秩父百年の森
- 三 代表者の氏名
田島 克己
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父市上町三丁目六番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秩父地域の森林と林業の維持・発展を目指し、森林に関わる調査・研究及び森林の保全・育成活動を行うとともに、優れた森林を次世代に引き継ぐための環境教育活動を推進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人くまがや小麦の会

二 代表者の氏名

日 向 美津江

三 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市中奈良千七百九十七番地一

四 当該認定の有効期間

平成二十八年三月四日から平成三十三年三月三日まで

告 示

埼玉県告示第二百七十六号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第百九十九号（新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催について）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 都市計画決定権者の名称

新座市

三 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県幸手市大字神明内字赤木九百八十八番一の一部、大字平須賀字外郷内前二千四百八十番一の一部、大字平須賀字赤木前千八百八十番一の一部、大字神扇字外郷内前八百十九番一の一部、大字神扇字外郷内前八百三十番一の一部、大字神扇字五反割七百二十一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域
- 別図のとおり（埼玉県幸手市大字神明内字赤木九百八十八番一の一部、大字平須賀字外郷内前二千四百八十番一の一部、大字平須賀字赤木前千八百八十番一の一部、大字神扇字外郷内前八百十九番一の一部、大字神扇字外郷内前八百三十番一の一部、大字神扇字五反割七百二十一番一の一部）

別図

格子の回転角度：57° 06' 43"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線、並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を交点にも方向に回転させた角度。

起点は、
北緯 36° 04' 05.3797"
東経 139° 44' 44.5545" の位置です

起点

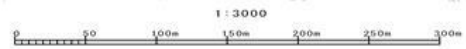
AK AJ AI AH AG AF AE AD AC AB AA Z Y X W V U T S R Q P O N M L K J I H G F E D C B A



凡例

- 申請区域線
- 900m格子線
- 30m格子線
- 単位区画線
- 地番境界線
- 形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域) に指定する区域

30m		
10m		
a	b	c
d	e	f
g	h	i



申請区域図 S=1:3000

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

八潮南ショッピングセンター

埼玉県八潮市大字大曾根二百七十三―五外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 悪天候時など、第1駐車場への車両の出入りが集中した場合について、駐車場出入口付近の車両の整理・誘導及び歩行者の誘導、また、駐車場内の車両の誘導について警備員を配置するなど、交通渋滞、事故等が発生しないよう努めていただきたい。

(2) 変更届出場所は、八潮市立大原小学校の学区内であり、立体駐車場に接続する道路は、児童の通学路となっている。

登下校時間帯には交通整理員を配置し、交通安全対策について、出入口口に注意を呼びかける警備員の設置と通学路であることを看板等により明示すること。

登下校時以外においても児童が通行及び付近で遊んでいるときには、安全のため、注意の声をかけること。

(3) 大規模小売店舗立地法を遵守すること。

二 縦覧期間

平成二十八年三月四日から平成二十八年四月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百八十号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十八年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 特級

なし

ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎熱処理作業）、粉末冶金（焼結作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文製作作業）、木型製作（模型製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ハ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高

周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立て仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ニ 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ―工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

平成二十八年六月二日（木）から同年九月七日（水）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

平成二十八年五月二十六日（木）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成二十八年七月十七日（日）

<p>一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級 金属熱処理</p> <p>三 単一等級 産業洗浄</p>	<p>平成二十八年八月二十一日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 粉末冶金^ゃ、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、木型製作、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>平成二十八年八月二十八日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 園芸装飾、鑄造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びブラワー装飾</p> <p>二 単一等級 路面標示施工及び塗料調色</p>	<p>平成二十八年九月四日(日)</p>

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

(3) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇-〇〇七四)

ハ 受付期間

平成二十八年四月四日(月)から同年四月十五日(金)まで

ニ 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
造園	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
鑄造	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
金属熱処理	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
粉末冶金 <small>や</small>	一七、九〇〇
機械加工	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
放電加工	一七、九〇〇
金属プレス加工	一七、九〇〇

鉄工	一七、九〇〇
建築板金	一七、九〇〇
工場板金	一七、九〇〇
仕上げ	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
機械検査	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
電子機器組立て	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
電気機器組立て	一七、九〇〇
産業車両整備	一七、九〇〇
鉄道車両製造・整備	一七、九〇〇
建設機械整備	一七、九〇〇
婦人子供服製造	一七、九〇〇
木型製作	一七、九〇〇
家具製作	一七、九〇〇
建具製作	一七、九〇〇
プラスチック成形	一七、九〇〇
石材施工	一七、九〇〇
建築大工	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
とび	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
左官	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
ブロック建築	一七、九〇〇
タイル張り	一七、九〇〇

畳製作	一七、九〇〇
防水施工	一七、九〇〇
内装仕上げ施工	一七、九〇〇
サッシ施工	一七、九〇〇
化学分析	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
表装	一七、九〇〇
塗装	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
路面標示施工	一七、九〇〇
塗料調色	一七、九〇〇
舞台機構調整	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
産業洗浄	一七、九〇〇
商品装飾展示	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
フラワー装飾	一七、九〇〇(一一、九〇〇)

備考 手数料の欄の()内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号(埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)別表産業労働部の項第十号金額の欄の知事が別に定める者について)に定める者に適用する。

ロ 学科試験(全職種)

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十八年七月十七日(日)に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月二十六日(金)に、その他の職種にあつては同年九月三十日(金)に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板上に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告示

埼玉県告示第二百八十一号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十八年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上田清司

一 実施等級別職種

イ 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、
プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス
盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工
（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板
金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アル
ミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金
型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカス
ト（ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業）、電
子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、
変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回
転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリ
ント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、
染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット
製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳
士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造
（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具
手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印
刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印
刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形
作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プ
ラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作
業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・
ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、
建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、

左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウエルポイント施工（ウエルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ロ 基礎一級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

ハ 基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇-〇〇七四）

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙は、協会で交付する。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手料を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一七、九〇〇円

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

合格者に対し合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告示

埼玉県告示第二百八十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
田村 勝	埼玉県児玉郡美里町大字広木百五十七番地一	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字市場一番ほか五筆	七、九二三
根岸 秀典	埼玉県児玉郡美里町大字猪俣二千七百五十六番地	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字池下七百四十一番一ほか四十九筆	八三、三八四
ひびきの農産株式会社	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字市場一番ほか五筆	七、九二三
梅澤 功	埼玉県大里郡寄居町大字今市七百十番地	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後塚田千九百五十四番ほか一筆	二、五五三
大木 龍二	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜二千六百二十一番地八	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字普光寺東千七百八十九番ほか一筆	三、五二〇
大澤 守男	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜千六百七十八番地一	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字金井原千五百一番	二、二一八
株式会社ヤオコ	埼玉県川越市脇田本町一番地五	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字金井原千五百五番一ほか十一筆	一五、六二〇

戸屋 政春	シユレスタ 勝	木本 孝司
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜千六百三十四番地	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜二千六十六番地六	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜二千二百九十五番地
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字金井原千四百九十九番ほか二筆	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字古形二千七百七十六番一ほか一筆	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字沼下二千二百五十九番
五、〇八八	六二六	二、一七七

二 申請年月日

平成二十八年二月二十九日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年三月四日から平成二十八年三月十八日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第二百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘三丁目二三の二

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第二百八十四号

平成二十七年埼玉県告示第千三百八十五号で公示した公共測量は、平成二十八年二月十二日終了した旨測量計画機関である松伏町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・一二七号 南与野駅南通り線

三 事業施行期間

平成二十八年三月四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市桜区西堀十丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目地内

告 示

埼玉県告示第二百八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字下新井字柿木台千三百六十番一 外二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百三十五・〇二一〇六立方メートル

浸透効果量 〇・〇六三七七立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第二百八十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県上尾市大字堤崎四百四十三番地十一

浦本 美洋子

二 取消年月日

平成二十八年三月一日

告示

埼玉県告示第二百八十八号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上田清司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

住所	氏名
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾二百二十九番地二	青葉 昌宏
埼玉県比企郡小川町東小川三丁目一番地三十七	丸山 修市

二 指定年月日

平成二十八年三月一日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年八月二十七日

指令川建セ第二七〇〇五〇〇号

二 検査済証番号

平成二十八年三月一日

川建セ第二七〇〇九三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都百六十一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市緑区大字中尾百七番地七町田テラス一〇一

越澤 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年三月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第十六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年二月二十九日
指定に係る道路の位置	和光市南一丁目二千五百六十三―一地先から 二千五百六十四―四地先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	九十八・四
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	八・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十月二十一日

指令川建セ第二七〇〇六一〇号

二 検査済証番号

平成二十八年三月三日

川建セ第二七〇〇九五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字中井千四百二十九番一、千四百二十九番二、千四百三十番一、千四百三十一番一、千四百三十一番二、千四百三十二番一、千四百三十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上伊草千四百十七番地
中村 八洲夫

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十八年二月二十三日

指令越建セ第二七〇〇二三一号

二 検査済証番号

平成二十八年三月一日

越建セ第五〇七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東五百三十三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市南中曾根五百六十番地

小谷野 和樹

告 示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年三月四日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

一 日時

平成二十八年三月九日 午後二時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
- ロ 平成二十七年埼玉県指定文化財の指定について
- ハ 埼玉県文化財保護審議会委員の委嘱について
- ニ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十八年三月四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の対象事務

平成26年度・平成27年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 214機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、川口県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、秩父県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校
環境部	中央環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門秩父分校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、秩父農林振興センター、加須農林振興センター、病虫害防除所、農業大学校、水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、飯能県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	大宮公園事務所、熊谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	行田浄水場、新三郷浄水場、水質管理センター

病院局	循環器・呼吸器病センター
教育局	<p>南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、近代美術館、大滝げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、大宮中央高等学校、小鹿野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、熊谷西高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸西高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、滑川総合高等学校、新座高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、本庄高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、蕨高等学校、上尾かしの木特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、越谷西特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、東松山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、越谷警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p>

(3) 監査実施日

平成27年11月4日～平成27年12月28日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

2 特定事務監査分

(1) 監査の対象事務

補助金検査の手法等について

(2) 監査の対象機関 6 機関

所管部局	監査対象機関（対象補助事業名）
総務部	学事課（私立学校運営費補助、私立学校耐震改修事業費補助）
環境部	みどり自然課（みどりの埼玉づくり県民提案事業）
福祉部	高齢者福祉課（軽費老人ホーム運営助成費） 福祉監査課
産業労働部	産業労働政策課（小規模事業経営支援推進費）
農林部	森づくり課（森林ボランティア育成事業）

(3) 監査実施日

平成27年9月30日～平成28年1月14日

(4) 監査の実施方針

補助金の検査について、次の各事項が効率的かつ効果的に行われているかを検証

- ① 検査方法、検査体制に関する事項
- ② 問題事例の把握、その対応に関する事項
- ③ 補助対象財産に関する事項

3 監査の結果

(1) 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- ② 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- ② 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

(1) 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
農林部	水産研究所	平成26年度の「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」(157,734円)について、次の点で不適切であった。 1 書面による契約を締結する前に、産業廃棄物を引き渡し、処分を委託していた。 2 2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約した。

(2) 注意事項

機関・職制名		監査の結果
危機管理防災部	消防学校	平成26年度の訓練用の物品調達について、フロアマット(94,500円)と防水カラーマット(99,900円)に分割して、同一業者1者のみから見積書により購入していたことは不適切であった。
保健医療部	草加保健所	平成26年度に締結した「視覚障害者誘導用ブロック布設替修繕」(502,200円)について、予定価格を決定するため事前に参考の見積書を徴取し、それをそのまま見積合わせの見積書として使用し、契約業者を決定していたのは、不適切であった。
農林部	花と緑の振興センター	平成26年度の「一般廃棄物の収集・運搬に関する業務委託契約」(116,640円)について、2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約したことは不適切であった。
教育局	浦和北高等学校	平成26年度の「産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約」(91,368円)について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは不適切であった。

教育局	春日部工業高等学校	平成 26 年度の「卒業証書の印刷」(110,700 円)について、電子入札共同システムを利用するに当たり、5 者の相手方を指名したが、4 者の辞退者が出たため、改めて 2 者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、見積書を提出した 1 者と随意契約したことは不適切であった。
警察本部	越谷警察署	平成 26 年度の「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」2 件(75,470 円、40,500 円)について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年三月四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企業局	吉見浄水場	平成 27 年 12 月 15 日 (第 2757 号)	平成 25 年度の「25 吉委第 10-2 号取水口堆積土砂等搬出業務委託」(1 回あたり単価 630,000 円)について、契約の履行を確認したにもかかわらず、1 年 8 か月にわたり契約保証金 (37,800 円) を返還していなかったことは不適切であった。	再発防止のため監査結果を関係職員に周知するとともに、事務の進行管理の徹底を図るため、契約保証金の受入の際には、預り金出納簿に還付予定日を記載し、勘定科目の増減が記帳された総勘定元帳との突合を毎月行うこととした。
病院局	小児医療センター	平成 27 年 12 月 15 日 (第 2757 号)	平成 27 年 4 月に締結した固定資産賃貸借契約 (自動販売機設置のための建物貸付 2 件、合計年額 389,889 円) に伴う貸付料及び管理費について、契約後、調定及び納入通知書の発行をしなければならないにもかかわらず、6 か月以上、これを行わず貸付料等を納入させていなかったことは不適切であった。	監査結果を職員に周知するとともに、再発防止のため、管財担当が作成する固定資産使用許可台帳に調定日及び収納日の項目を新たに追加し、会計担当で日付の入力を行い、管財担当及び会計担当の各々で調定及び収納状況をチェックすることとした。
下水道局	中川下水道事務所	平成 27 年 12 月 15 日 (第 2757 号)	行政財産の使用許可に係る使用料について、埼玉県道路占用料徴収条例改正に伴い使用料を見直し、変更許可をしなければならないにもかかわらず、これを行わなかったことは不適切であった。	<p>監査後、速やかに変更許可を行い、適正な使用料を徴収した。</p> <p>再発防止のため、全職員に監査結果を報告し、下水道局財務規程や関連法令、通知等の再確認と適正な事務処理について周知徹底を図った。</p> <p>特に、年度切替時は決裁案件のみでなく、改正通知等を含め、見落としがないよう、グループ内職員の相互の確認を徹底することでチェック体制の強化を図ることとした。</p>

正 誤

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号（平成二十八年二月九日第二千七百七十
一号）中訂正

ページ 表中 行

二 区間 前から二

誤

大字中井字堀

正

大字川面字飛田